

奈良県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票を取り扱う施設について、次のとおり所在地の変更があった。

令和三年四月十三日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

名称		所在地
旧	新	
五條市釜窪町一四八〇	五條市二見五―三―六三	